

資料編

- ・ 本部町国民保護協議会条例
- ・ 本部町国民保護対策本部及び本部町緊急対処事態対策本部条例

本部町国民保護協議会条例

平成 18 年 10 月 10 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき本部町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 10 人以内を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本部町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 10 月 10 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、本部町国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を統括する。

- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員ほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、本部町緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急対処事態対策本部長」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第6条中「第2条から前条」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。